

## 船舶事故調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年11月4日 09時35分頃
発生場所	愛媛県西予市大崎鼻南西方沖 大崎鼻灯台から真方位 238° 3.0 海里付近 (概位 北緯 33° 17.6' 東経 132° 19.4')
事故の概要	漁船第二ヨンキュウ丸は、無人の状態で右回りに旋回中、また、漁船吉栄丸は、えい網しながら北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年4月3日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第二ヨンキュウ丸、19トン EH2-8466 (漁船登録番号)、株式会社ヨンキュウ (A社)</p> <p>B 漁船 吉栄丸、4.9トン EH3-53674 (漁船登録番号)、個人所有</p>
乗組員等に関する情報	船長A、二級小型 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	<p>A 左舷船首部外板に擦過傷</p> <p>B 左舷船首部及び中央部の手すりに割損及び擦過傷</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、養殖場で給餌を行う目的で、愛媛県宇和島市宇和島港を出港し、同市日振島北東方沖の養殖場に向かった。</p> <p>A船は、宇和島市戸島南方沖を約10ノット (kn) の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により西南西進していた。</p> <p>A船には、船尾部に操舵室、中央部及び船首部に餌が入った容器を保管する区画（以下「餌の保管庫」という。）が設けられていた。</p> <p>船長Aは、手動操舵としたままで操舵室から出て、中央部にある餌の保管庫横で給餌の準備作業を開始した。（図1参照）</p> <p>船長Aは、1分間程度で準備作業を終え、操舵室に戻ろうと思い、右舷通路の舷縁寄りを歩いていたところ、船縁上に設置される係船柱に両端部分で固定して防舷材を吊って余りの部分を右舷側通路に横たえていたロープにつまずき、バランスを崩してA船の右舷側から落水した。</p> <p>A船は、無人の状態で右回りに旋回しながら北上した。（図1、図2参照）</p>

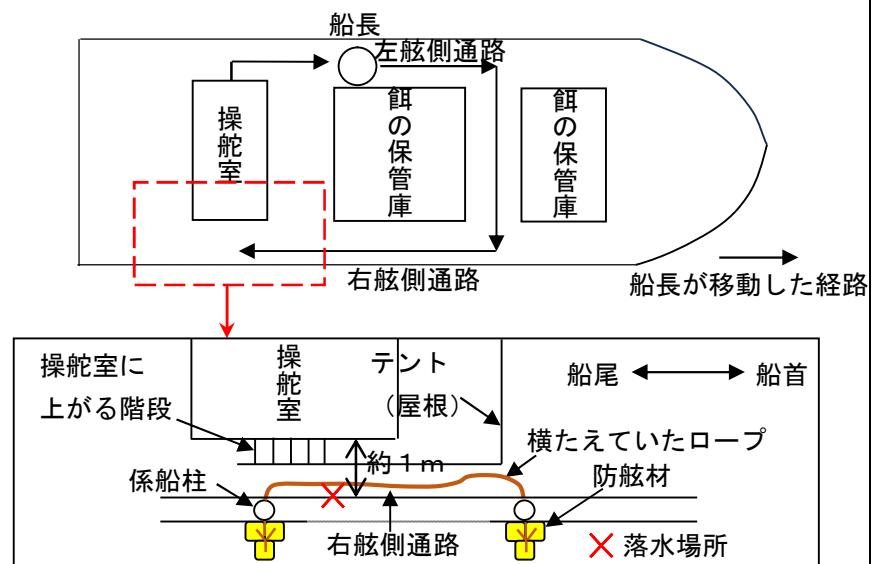


図1 A船の操舵室及び餌の保管庫の配置並びに右舷側通路の状況

船長Aは、救命胴衣を着用しておらず、携帯電話をA船の操舵室に置いていた。

船長Aは、泳いで日振島までたどり着き、A社にA船が無人で航行している旨の連絡を行い、海上保安庁にも同旨を通報した。

B船は、船長B及び乗組員1人（以下「乗組員B」という。）が乗り組み、底引き網漁を行う目的で大崎鼻南西方沖の漁場に向かい、漁場に到着後、約2knの速力で自動操舵によりえい網しながら北西進した。

B船は、船長Bが船首部の右舷側で、乗組員Bが船首部の左舷側で、それぞれ下を向いて漁獲物の選別を行っていたところ、船長Bが左舷船首方約10～20mに接近するA船を認めたが、どうすることもできず、A船と衝突した。（図2参照）

船長Bは、漁獲物の選別作業中、ふだん網に掛かったゴミをまとめて処理する際に他船がいないか周囲を見ていたが、本事故当時、ゴミが少なかったので、同作業に没頭していて周囲の見張りを行っていなかった。

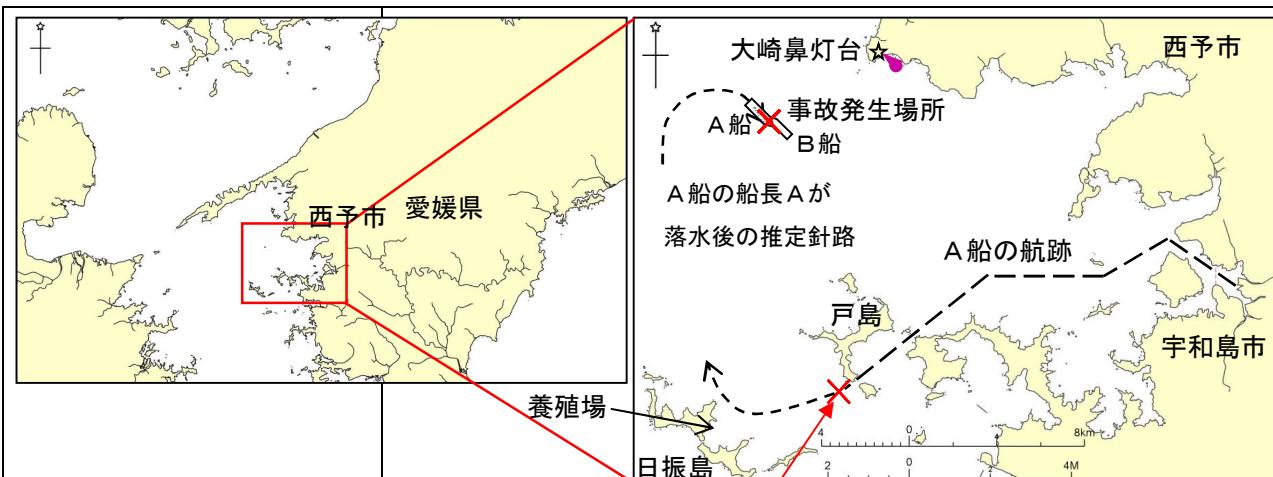


図2 事故発生経過概略図

船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報した。

船長Aは日振島の養殖業者の船で事故発生場所のA船に送ってもらい、A船は自力で航行して宇和島港に帰港した。

B船は、自力で航行して宇和島市の定係地に帰港した。

A船の甲板から舷縁上面の高さは、約39cmであり、右舷側通路の幅は、約1mであった。

船長は、右舷側通路を通って船首側から船尾側に向かう際、落水した場所辺りが操舵室に上がる階段の踊り場があるために同通路幅が狭くなり、舷側寄りの狭い通路を通行していた。(図1参照)

分析	<p>A船は、西南西進中、船長Aが、右舷側通路の狭くなる舷縁寄りを歩いていたところ、同通路上のロープにつまずいて落水したことから、無人の状態で右旋回しながら北上し、操業中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、えい網しながら北西進中、船長Bが、船首部で下を向いて漁獲物の選別を行い、周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、至近でA船を認めたものの、回避動作をとることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が西南西進中、B船が北西進中、船長Aが、右舷側通路上のロープにつまずいて落水したため、A船が無人の状態で右旋回しながら北上し、また、船長Bが、船首部で下を向いて漁獲物の選別を行い、周囲の見張りを行っていなかったため、A船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型船舶の乗組員は、甲板上を歩行する際につまずかないよう、常に甲板上のロープを整理整頓しておくこと。</li> <li>・小型船舶の乗組員は、暴露甲板上では、救命胴衣を着用するこ</li> </ul>

と。

- ・小型船舶の乗組員は、落水等の緊急時の連絡手段として、防水型又は防水パックに入れるなどの防水措置が施された携帯電話を携行すること。
- ・漁船の船長は、操業中、作業に没頭することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。